

本章で取り扱うテーマは、「ハンセン病国家賠償請求訴訟」、「ホテル宿泊拒否事件」、「ハンセン病問題基本法」、「患者の権利の保護」などである。「ハンセン病の課題」ではなく、「ハンセン病問題の課題」と題したのは、現代の日本においては医療の問題というよりは優れて人権の問題となっているからである。

最初の「ハンセン病国家賠償請求訴訟」では、国の誤ったハンセン病強制隔離政策によって国立ハンセン病療養所に長きにわたって隔離され続け、差別・偏見のためにいまだ社会復帰が困難な入所者が原告となって（初期原告は13人）、国を相手取って、熊本地方裁判所に対し（次いで東京地方裁判所および岡山地方裁判所に対し）、ハンセン病強制隔離政策の根拠法となった「らい予防法」は違憲であり、この日本国憲法史上、最大ともいべき人権侵害に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めた、いわゆる「らい予防法」違憲国賠請求訴訟が取り上げられる。判決確定後の動きについても考察が加えられた上で、同訴訟の意義が要約される。

ハンセン病差別・偏見についても、国の誤ったハンセン病強制隔離政策とそれを担った官民一体の「無らい県運動」が新たに生み出したものであり、それまでに存在した差別・偏見とは質を異にすると熊本地裁判決で指摘されたことが明らかにされる。なぜ、これが重要かという点、この指摘によれば、ハンセン病差別・偏見についても国などに加害責任が認められ、差別・偏見を除去する義務を国などが負うことになるからである。

この「無らい県運動」とハンセン病差別・偏見との関係についての指摘は、その後の「無らい県運動」の検証を方向づけることになった。爾後、このような方向に沿って「無らい県運動」の検証が各方面で展開されることになる。本報告書もこれによっている。

次の「ホテル宿泊拒否事件」では、菊池恵楓園入所者が熊本県内の温泉ホテルに宿泊を申し込んだところ、宿泊を拒否されたという2003（平成15）年に発生した事件が取り上げられる。上記の熊本地裁の確定とそれに基づく国等による啓発活動にもかかわらず、「無らい県運動」などによって醸成されたハンセン病差別偏見がいまだ社会に根深く残存しており、何かきっかけがあると表面化し、元患者・家族等に襲いかかることをいみじくも示したのがこのホテル宿泊拒否事件であった。ハンセン病差別・偏見を除去する取り組みを一層強化する必要性を国、自治体、社会等に痛感せしめることになった。

その次の「ハンセン病問題基本法」では、2008（平成20）年に議員立法で制定され、翌2009（平成21）年4月1日から施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が取り上げられる。依然として社会の元患者・家族に対する差別・偏見は根深いものがある。社会復帰を諦めて療養所を「終の棲家」とせざるを得ない入所者も少なくない。にもかかわらず、ハンセン病問題は解決したと誤解している国民は少なくない。マスメディアで取り上げられることも少なくなった。このような状況の中で、入所者らがどのような思いで法制定の運動に取り組んだのか。この切なる思いは法の中でどの程度生かされたのか。残された課題は何か。ちなみに、差別禁止規定も置かれたが、担保規定は見送られることになった。そして、国は法に込められた入所者らの思いの実現に真摯に向き合っているの

か。法制定の意義も含めて、これらの問題が検証される。なお、同法の附則により、「らい予防法の廃止に関する法律」の廃止が規定された。

最後の「患者の権利の保護」では、患者の権利の法制化の問題が取り上げられる。国益（社会防衛）に奉仕する医療という性格は何もハンセン病に限られたことではない。明治期以来の日本の近代医療の全体を彩る特徴と言っても間違いではない。戦後の日本においてもそれは大きく変わっていない。「らい予防法」違憲判決に見られるように、日本国憲法との間で矛盾を生じている。ハンセン病の教訓を生かすためには、医療の基本原則として患者の権利を法制化し、日本の医療を国益（社会防衛）に奉仕する医療から、患者と住民の生命と健康を守る医療へと抜本的な転換を図る必要がある。このような観点から、日本における法制化の動きが、諸外国との比較の中で考察される。